

## 「仲間を大切にするための労働安全衛生を」

～大阪労連労働安全衛生部会～

大阪労連労働安全衛生部会は2月24日、国労会館で、「仲間を大切にするための労働安全活動を」のテーマで第4回労安学習会を開催しました。

各職場からの事例報告では、「学校現場の勤務時間実態」（南河内地区教職員組合）について「学校現場では世間でごく当たり前のことができていない。昼休みも外へ食事に行けないほど繁忙授業の時間数は集計しても、労働時間は集計されることはない。この状態の中でも今年になって、河内長野市教育委員会が集計して開示したことは大きな前進だ」と報告。その他、「2交代制勤務の広がる医療現場」（大阪医労連）、「印刷職場の労安活動」

医療現場からの発言も



（関西共同印刷労組）から報告がありました。

このあと、堀谷昌彦さん（化学一般関西）が「2012春闘で労働安全衛生

要求の前進をめざして」のテーマでミニ講演。さまざまな職場の夜勤労働、交代労働の実態について報告しました。

参加者からは、「教員の勤務時間管理の大切さを感じました。人員不足を何とかしてほしい」「組合の活動でも、仕事の面でも体調管理が大事」などの声がありました。次回の学習会は7月に開催する予定です。

## 委託契約のサービスマンも労働者だ

最高裁で JMIU ビクター分会が勝利判決

「委託契約のサービスマンも労働者だ」と結成された労働組合である、JMIUビクターアフタ

ーサービス分会の団結権・団体交渉権を認定し、労組法上の労働者にあたることとした労働委員会命令を取り消した東京高裁不当判決を破棄する判決が2月21日、最高裁で下されました。

判決報告集会が23日夜、支援共闘会議を組織する各単産や地域の仲間約60人が参加して開かれました。判決は、同じく個人委託労働者の労働者性を認めた昨年の音楽家ユニオン「新国立劇場事件」、建交労「イナックス事件」に続くものです。実態では企業が雇用する労働者と同様の働き方をしているにもかかわらず、「委託形式」をとることで社会保険、労働保険加入などの事業主負担を免れ、契約打ち切りで事実上の解雇が簡単に出来る「偽装」個人事業主といった企業に都合の良い労



働者の働かせ方に大きな規制をかけるものです。ただ、判決は就労実態の一部につき審理不十分だとして東京高裁に差し戻しとなりましたが、労働委員会が認定した当該分会の労働者性が何ら否定されるものではありません。分会とJMIU大阪地本では、この判決を期に団交開催はもちろん、一気に争議の全面解決をめざし、たたかいの再構築を決意する報告集会ともなりました。

### みんなの力で成功させよう！

- |      |                         |      |
|------|-------------------------|------|
| 3.1  | 組織拡大スタート宣伝              | 府下各地 |
| 3.2  | パート1000人デモ              | 女神像前 |
| 3.3  | ストップ！社会保障と税の一体改悪近畿総決起集会 | 御堂会館 |
| 3.11 | なくそう原発府民集会              | 扇町公園 |
| 3.15 | 大阪総行動                   |      |